

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 3 年 8 月 1 日 至 令和 4 年 7 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人玄清会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田 50 番地 3
- (3) 設立認可年月日 平成 19 年 3 月 6 日
- (4) 設立登記年月日 平成 19 年 3 月 28 日
- (5) 役員及び評議員 省略

2 事業の概要

(1) 本来業務 (診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	第一歯科医院	埼玉県鶴ヶ島市大字中新田 50 番地 3	無床
〃	第一デンタル	埼玉県和光市下新倉一丁目 1 番 50 号	無床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
 該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)
 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 3 年 9 月 23 日 令和 2 年度決算の承認
- 令和 4 年 7 月 31 日 令和 4 年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人 玄清会

※医療法人整理番号

所在地 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田50番地3

貸借対照表
(令和 4 年 7 月 31 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	17,546	I 流 動 負 債	28,219
現金及び預金	14,149	未払費用	27,611
医業未収金	3,178	預り金	487
未収金	52	未払法人税等	120
診療材料	165	II 固 定 負 債	14,329
II 固 定 資 産	19,059	長期借入金	14,329
1 有 形 固 定 資 産	17,467	負 債 合 計	42,548
建物	1,922	純 資 産 の 部	
その他の器械備品	15,544	科 目	金 額
車両及び船舶	0	I 出 資 金	8,000
2 無 形 固 定 資 産	1,591	II 積 立 金	△13,942
ソフトウェア	1,591	繰越利益積立金	△13,942
資 産 合 計	36,605	純 資 産 合 計	△5,942
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	36,605

様式 2

法人名 医療法人 玄 清 会
 所在地 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田50番地3

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和4年7月31日現在)

1. 資 産 額 36,605 千円
 2. 負 債 額 42,548 千円
 3. 純 資 産 額 Δ 5,942 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	17,546
B 固 定 資 産	19,059
C 資 産 合 計 (A + B)	36,605
D 負 債 合 計	42,548
E 純 資 産 (C - D)	Δ 5,942

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

法人名 医療法人 玄清会
 所在地 埼玉県鶴ヶ島市大字中新田50番地3

医療法人番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1 種類は法第51条第1項に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。近親者である場合には続柄を記載する。

2 該当する取引がない場合には、「種類」欄に該当なしと記載する。(様式の提出は必要)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 玄 清 会
理事長 峯岸久仁弘 殿

私は、医療法人玄清会の令和3会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年9月4日

医療法人 玄 清 会
監事 原 正人 印